

せいかつ ほ ご 生活保護のしおり

このしおりは、生活保護制度のしくみや申請の手続きについて、説明した
ものです。わからないことやご相談のある方は、お気軽におたずねくださ
い。



まいばらしふくしじむしょ
米原市福祉事務所

まいばらし しえんぶしゃかいふくしか
(米原市くらし支援部社会福祉課)

ところ 〒521-8501

まいばらし まいはら ばんち
米原市米原1016番地

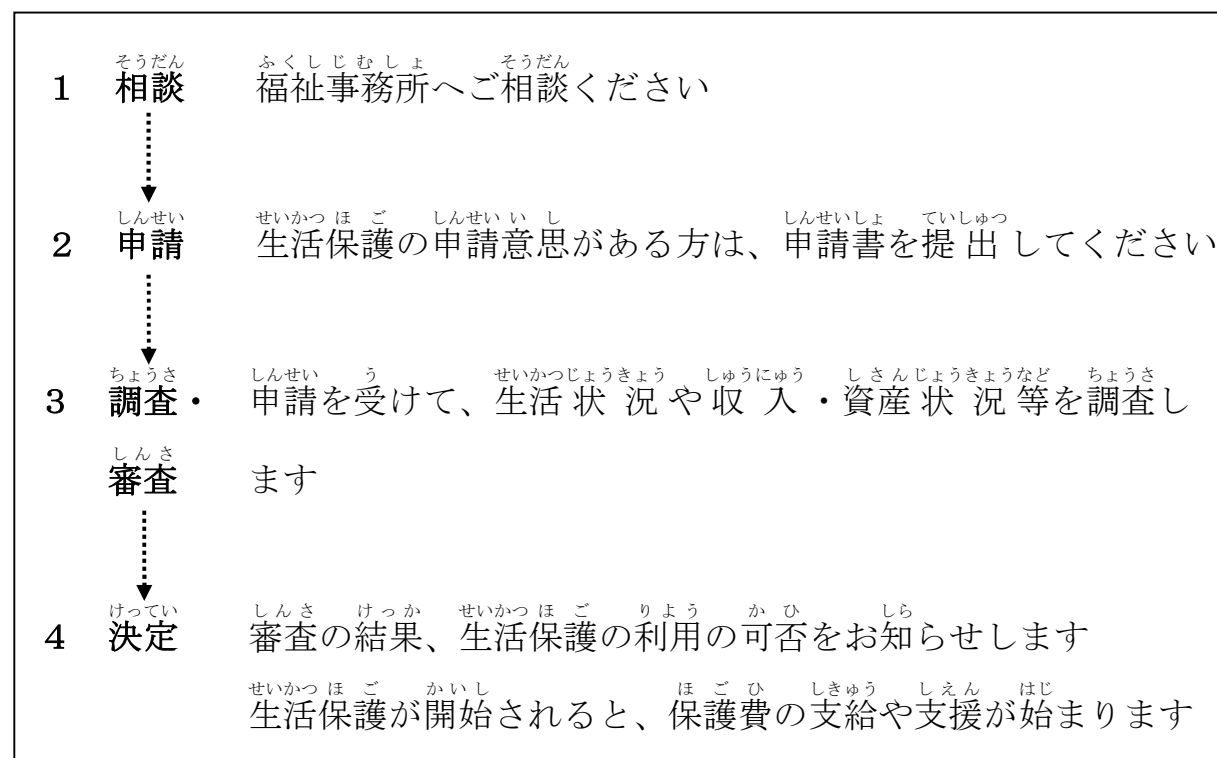
でんわ 53-5126 (ちよくつう 直通)

1 生活保護制度とは

わたし びょうき はたら しゅうにゅう すく
私たちは、だれでも病気やケガ、または働いても収入が少ないなど
じゅう て せいかつ ひ いりょう ひ こま
の事由により、あらゆる手をつくしても生活費や医療費などに困ることがあ
ります。

く に けんこう ぶんかてき さいていげんど せいかつ ほしょう にほん
このようなとき、国が健康で文化的な最低限度の生活を保障する（日本
こくけんぼうだい じょう
国憲法第25条）とともに、できるだけすみやかに自分自身の力で生活
てだす せいど せいかつ ほ ご
できるように手助けする制度が生活保護です。

2 生活保護の手続きの流れ



1 相談（生活にお困りになったら）

生活に^{せいかつ こま}困っていて誰かに^{だれ そうだん}相談したい、生活保護^{せいかつ ほ ご}について知りたいなど、お悩みやお困りのことがあれば、ご相談^{そうだん}ください。お電話^{でんわ}でも可能^{かのう}です。

家庭の事情や困っている^{じょうきよう}状況^{きき}をお聞きして、生活保護制度^{せいかつ ほ ご せいど}や他の利用^{た りよう}できる制度^{せいど}について、ご案内^{あんない}します。

お聞きした相談内容^{きき そうだんないよう}を、他の人^{た ひと}へ話すようなことはありませんので、安心^{あんしん}してお話^{はな}してください。

2 申請（意思があればどなたでも）

生活保護^{せいかつ ほ ご}を利用するには、ご本人^{ほんにん}による申請^{しんせい}が必要です。申請^{しんせい}したいとの意思^{い し}がある方はどなたでも、申請^{しんせい}ができます。ご事情^{じじょう}によりご本人^{ほんにん}が申請^{しんせい}することができないときは、ご親族^{しんぞく}による申請^{しんせい}も可能^{かのう}です。手続き^{てつづ}や書類^{しょるい}の書き方^{かた}は、担当者^{たんとうしゃ}がご案内^{あんない}します。

申請^{しんせい}をされた場合^{ばあい}、収入^{しゅうにゅう}や資産^{しさん}の状況^{じょうきよう}、お住まいの状況^{すま じょうきようなど}等^{かくにん}を確認^{かくにん}できる書類^{しょるい}について、ご提出^{ていしゅつ}いただきます。

なお、明らかに^{あき}急迫^{きゅうはく}した状況^{じょうきよう}にあるときは、申請^{しんせい}がなくても、福祉^{ふくし}事務所^{じむしょ}が職権^{しょっけん}で保護^{ほご}を開始^{かいし}する場合があります。

3 調査・審査（調査と審査について）

あなたからの申請^{しんせい}を受けて、保護^{ほご}が必要^{ひつよう}かどうか、必要な場合^{ひつよう ばあい}には保護費^{ほご ひ}がいくら必要^{ひつよう}かを審査^{しんさ}するため、調査^{ちょうさ}を行います。

調査^{ちょうさ}は申請時^{しんせい じ}だけでなく、生活保護利用中^{せいかつ ほ ご りようちゅう}も必要^{ひつよう}に応じて^{おう}行^{おこな}います。

○ご自宅への訪問

住まいの状況の確認や、あなたやご家族の生活状況等をお聞きするため、ご自宅へ訪問します。

生活保護利用中も、担当者が定期的に訪問します。

○資産の取扱い

あなたからの届け出のほか、銀行や生命保険会社等へ調査を行います。
預貯金・生命保険・自動車・土地家屋・高価な貴金属・有価証券等の世帯全体の資産のうち、世帯の自立に効果があると判断されるもの（実際に住んでいる一定額以下の土地家屋等）については、保有が認められます。

ただし、保有が認められないものについては売却して生活費に充てていただきます。

○他の制度の利用

年金事務所等へ調査を行います。年金、手当、雇用保険等、生活保護以外の公的な制度が利用できる場合、手続きを進めていただきます。

65歳以上の高齢者世帯でおおむね評価額500万円以上の居住用不動産を保有している人で「要保護世帯向け長期生活支援資金」制度の利用を希望される場合には相談します。

○^{しりょく}資力があるものの、^{かつよう}すぐに活用できない^{ばあい}場合の^{とりあつかい}取扱い

^{しりょく}資力（^{よちよきん}預貯金・^{とちかおく}土地家屋・^{こうつうじこ}交通事故の^{ほしょうきん}補償金・^{てあて}手当や^{ねんきん}年金の^{じゅきゆうけんなど}受給権等）

があるものの、^{かつよう}すぐには活用することができず、^{きゅうはく}急迫した^{じじょう}事情などやむを得ない理由がある^{ばあい}場合は、^{せいかつほご}いったん生活保護を開始します。

ただし、^{しりょく}資力が^{げんきんか}現金化されるなど、^{かつよう}活用できる^{じょうたい}状態になったときには、
それまでに^{しきゅう}支給した^{ほごひ}保護費（^{いりょうひ}医療費・^{かいごひ}介護費を含む）^{ふく}をさかのぼって^{へんかん}返還
していただきます。このとき、^{せたい}世帯の^{じりつ}自立の^{かんてん}観点から、^{いちぶ}一部が^{へんかんめんじょ}返還免除
される^{ばあい}場合もあります。

○^{のうりょく}能力の^{かつよう}活用

^{はたら}働くことができる方は、その^{かた}能力に^{のうりょく}応じて、^{おう}働いて^{はたら}収^{しゅうにゆう}入^{どりょく}を得る努力
をしてください。お仕事を^{しごと}探すことの^{さが}支援^{しえん}をしていきます。

^{びょうき}病気や^{しょう}障がいにより^{はたら}働くことが^{むずか}難しい方には、^{かた}医師等の^{いしなど}意見^{いけん}を^{さんこう}参考に
して、その^{かた}方に^{しえん}合った支援^{しえん}をしていきます。

○^{しんぞく}ご親族への^{しょうかい}照会

^{おや}親、^こ子ども、^{きょうだいしまいなど}兄弟姉妹等のご^{しんぞく}親族から、^{しおく}仕送りや^{よういくひ}養育費^うを受けることが
できる^{ばあい}場合は、^{せいかつほご}生活保護に^{ゆうせん}優先して、^{せいかつひ}生活費^あに充てていただきます。

なお、ご^{しんぞく}親族は^{かのう}可能な^{はんい}範囲^{えんじょ}で^{しんぞく}援助^{しんぞく}を行うものであり、ご親族がいるとい
うだけで、^{せいかつほご}生活保護^{りよう}を利用できないということはありません。

ご^{しんぞく}親族に対して、^{たい}援助^{えんじょ}の可能性^{かのうせい}について^{しょうかい}照会^{おこな}を行いますが、DVや
^{ぎやくたいなど}虐待等の特別な^{とくべつ}事情^{じじょう}がある^{ばあい}場合は^{はいりょ}配慮^{そうだん}しますので、ご相談ください。

○収入の取扱い

給与や、年金・手当等の公的な給付、ご親族からの仕送り等の種類を問わず、あらゆるもの（詳しくは9ページ）を世帯の収入としてみなし、生活費に充てていただきます。これを収入認定といいます。

ただし、必ずしも全額を収入認定するわけではなく、必要経費等について、あなたの手元に一部を残したうえで収入認定するものもあります。

○生活保護のしくみ（利用の可否）

あなたから提出された書類や調査結果を受けて、生活保護の利用が可能かどうかを審査します。

生活保護は、世帯の人数や年齢、家賃額等をもとに国が定めた基準により計算した月ごとの「最低生活費」と、「世帯の全収入（給与、年金、手当、仕送り等）」を比較して、不足する生活費等を補う制度です。また、原則として、個人単位ではなく世帯単位で適用されます。

したがって、生活保護費は、世帯ごとに異なるとともに、収入や生活状況に合わせて変動するため、常に一定の金額とは限りません。

（例）

最低生活費（世帯の人数や年齢などによって決定されます）	
世帯の収入（就労収入、年金、手当、仕送りなど）	不足してしまう生活費



生活保護費

4 決定（生活保護が決まったら）

審査の結果、生活保護を利用できる（開始）か、利用できない（却下）かをお知らせします。原則として、申請があつてから14日以内（調査に時間を要した場合等には最長で30日以内）に書面をお送りします。

決定が遅い場合や通知された内容についてわからないことがある場合は、担当者におたずねください。それでもなお決定に納得できないときは、決定を知った日の翌日から数えて3か月以内に、滋賀県知事に対して審査を求めることができます。

3 生活保護の利用が開始されたら

1 生活保護の種類

生活保護の扶助は、次の8種類です。世帯の生活に必要な扶助を受けることができます。

生活扶助 衣食、光熱費等の日常生活の費用

特別な需要がある方には、次のような加算があります

児童養育加算（高校生以下の養育者）、母子加算（ひとり親世帯）、

障害者加算（重度の障がい者等）・・・など

住宅扶助 必要な家賃、地代等の住まいの費用（共益費・管理費は除く）

※ 家賃等を直接、家主等に支払う方法（代理納付）もあります。

教育扶助 義務教育を受けている児童・生徒に必要な学用品、

きゅうしょくひなど ひょう
給食費等の費用

いりょうふじょ
医療扶助

びょういん しんりょうしょ じゅしん やつきよく くすり ひょう
病院や診療所での受診や薬局での薬の費用

ちりょうざいりょう せじゅつ ひょう
治療材料や施術の費用

かいご ふじょ
介護扶助

かいご りょう ひょう
介護サービスを利用する費用

じゅうたくかいしゅう ふくしょうぐ こうにゅう ひょう
住宅改修や福祉用具を購入する費用

※ いりょうひ かいごひ げんそく びょういん かいご じぎょうしやなど ちよくせつ
医療費・介護費は原則として、病院や介護サービス事業者等に直接

しはら
支払いをするので、現金は支給されません。

いりょうきかん じゅしんなど くわ
医療機関への受診等について、詳しくは10～11ページへ

しゅっさん ふじょ
出産扶助

しゅっさん ひょう
出産の費用

せいぎょう ふじょ
生業扶助

しゅうしょく ひつよう ぎのう しゅうとく しかく しゅとく
就職するために必要となる、技能の習得や資格の取得

をするための費用 (かいご ひょう しかくなど
介護ヘルパーの資格等)

こうとうがっこうなど しゅうがく ひょう
高等学校等に就学をするための費用

そうさい ふじょ
葬祭扶助

そうさい ひつよう ひょう
葬祭に必要な費用

□ いちじふじょ
一時扶助

いちじてき ひょう ひつよう ひ
一時的に費用が必要となったが、日々のやりくり

まか ばあい まいつき ほ ご ひ りんじ
では賄えない場合、毎月の保護費に加えて、臨時に

しきゅう
支給されることがあります。

じぜん しんせい げんそく みつもりしょ りょうしゅうしょなど しよるい
事前の申請が原則で、見積書や領収書等の書類

ひつよう
が必要となります。

※ おむつ代、アパートや借家の契約更新料、引越に必要な敷金や

うんそうだい かおく しゅうぜんひ つういん じ こうつうひ こうこう つうがく
運送代、家屋の修繕費、通院時の交通費、高校へ通学するための

ていきだい
定期代など

□ 就労自立給付金

安定した職業に就いたことなどにより、生活保護を必要としなくなった方に、支給できる場合があります。

□ 進学・就労準備給付金

生活保護利用世帯の子どもが、大学や専門学校等へ進学した場合や就職により保護を必要としなくなった場合に支給されます。

2 生活保護利用中の権利と義務

権利〈保障されていること〉

- ◆ 正当な理由なく、保護費を減らされたり、保護を利用できなくなったりすることはありません。
- ◆ 保護費として受け取るお金や物品に、税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。
- ◆ 保護の決定に疑問があるときは、遠慮せずに担当者におたずねください。それでもなお決定に納得できないときは、決定を知った日の翌日から数えて3か月以内に、滋賀県知事に対して審査を求めることができます。

義務《守っていただくこと》

- ◆ 働くことができる方は、その能力に応じて、働いて収入を得る努力をしてください。
病気等で働くことが難しい方は、医師の指示に従い、治療に専念してください。
- ◆ 現在治療中の病気がない方も、自分の体調や生活習慣を定期的に見直し、健康な生活を維持できるよう努めてください。
- ◆ 住宅費や給食費、教材費等は、それぞれの支給目的のために使ってください。
- ◆ ケースワーカーから、生活保護の目的達成に必要な指示や指導を受けたときは、これに従わなければなりません。

3 届け出と申告（届け出が必要なもの）

保護費を正確に決定するためには、定期的な収入申告や、生活状況に変化がある（あった）場合に、すみやかに届け出をしてもらう必要があります。

あなたやご家族の毎月の収入について 収入申告

➤ 毎月の給与を受け取ったとき、また、賞与収入があったとき

※ご家族のうち就労可能な方は、就労収入の有無に関わらず毎月申告が必要です。

➤ 年金などの公的手当があったとき

➤ 生命保険の入院給付金や解約返戻金があったとき

➤ 交通事故の慰謝料、補償金などがあったとき

➤ 債務整理（個人の借金を整理すること）による過払金があったとき

➤ 不動産など資産の売却があったとき

➤ 相続、養育費、仕送りなどの収入があったとき

※ 正しく申告すれば、控除や収入認定しない取扱いができるものもあります。

※ ^{いつわ} 偽りの申告をした場合など、^{ふせいじゅきゅう} 不正受給として^{ほごひへんかん} 保護費を返還してもらうことがあります。

あなたやご家族の生活状況が変わる（変わった）とき 異動届

- ^{じゅうしょ} 住所が変わるとき（^{てんきょ} 転居などについては必ず^{かなら} 事前に^{じぜん} 相談を^{そうだん} してください）
- ^{かぞく} 家族に^{へんか} 変化があったとき
 - （^{しゅっせい} 出生・^{しぼう} 死亡・^{てんにゅうてんしゅつ} 転入転出・^{にゅうたいがく} 入退学・^{きゅうがく} 休学・^{そつぎょう} 卒業・^{にゅうたいいん} 入退院・^{じこ} 事故・^{けっこん} 結婚など）
- ^{しゅうしょく} 就職や^{りしよく} 離職をしたとき
- ^{けんこうほけん} 健康保険の^{しかく} 資格を取得や^{しゆとく} 喪失したとき
- ^{きせい} 帰省などで家を^{いそ} 長期間^{ちようきかん} 留守^{るす} にするとき
- ^{せいめいほけん} 生命保険などの^{かにゆう} 加入、^{かいやく} 解約、^{めいぎへんこう} 名義変更したとき
- ^{やちん} 家賃・^{ちだい} 地代が^{へんこう} 変更されるとき
- その他^た 生活^{せいかつじようきよう} 状況に^{おお} 大きな^{へんか} 変化があったとき

あなたやご家族の資産の状況について 資産申告

^{しさん} 資産の有無や^{うむ} 多少にかかわらず、^{たしょう} 少なくとも^{すく} 年1回^{ねん} の^{かい} 申告^{しんこく} が必要です。

^{あら} 新たに^{こうざ} 口座の^{かいせつ} 開設や^{せいめいほけん} 生命保険に^{かにゆう} 加入したり、^{しさん} 資産（^{よちよきん} 預貯金・^{せいめいほけん} 生命保険・^{じどうしゃ} 自動車・^{とち} 土地^{かおく} 家屋・

^{ききんぞく} 貴金属・^{ゆう} 有価証券^{など}）を^{かいやく} 解約や^{しよぶん} 処分、^{ばいきやく} 売却するなどして、^{しさん} 資産の^{じようきよう} 状況に^{へんか} 変化があった

^{ばあい} 場合は、すみやかに^{しんこく} 申告してください。

4 医療機関への受診など（病気やケガをしたとき）

- ^{じゅしん} 受診するときは、^{せいかつほごほう} 生活保護法で^{してい} 指定された^{いりようきかん} 医療機関で^{じゅしん} 受診してください。
- ^{じゅしん} 受診するときは「^{しんりよういらいしよ} 診療依頼書」が^{ひつよう} 必要です。^{ふくしじむしよ} 福祉事務所または、^{しやくしよ} 市役所
- ^{かくちようしゃ} 各庁舎、^{ぎようせい} 行政サービスセンター（^{おきさと} 息郷、^{さめがい} 醒井）で^{しょうびょうとどけ} 傷病届に^{きにゆう} 記入し、
^{しんりよういらいしよ} 診療依頼書をもらってください。
- ^{こくみんけんこうほけん} 国民健康保険以外の^{けんこうほけん} 健康保険に^{かにゆう} 加入している^{ほんにん} 本人や^{ふようかぞく} 扶養家族になっている

人は、その保険証と診療依頼書を医療機関に提出してください。

➤適切な医療機関で受診してください。病気やケガの状態によっては、通院

移送費の支給対象となる場合もあります。原則、同じ病気やケガについて

は、ひとつの医療機関を受診してください。

➤病状に適した医療をスムーズに受けるためにも、かかりつけ医を自宅に

近い病院（生活保護受入可能な医療機関）から選んでおくことが大切で

す。

➤医師または歯科医師が後発医薬品（ジェネリック医薬品）を使用できると

判断した場合には、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を使うことにご

協力ください。

➤医師が、治療の一環として、メガネ、コルセット、歩行補助杖等が必要と

判断した場合、耐用年数等の条件を満たせば、給付できます。

➤柔道整復（接骨院・整骨院）、あんま・マッサージ、はり・きゅうについ

ては、給付に条件がありますので、事前に担当者にご相談ください。

（注）生活保護が開始されると、国民健康保険証・後期高齢者医療

保険者証は使用できませんので、返還してください。

5 介護サービスの利用

介護サービスを利用するときは、まず要介護（支援）認定を受ける等の手

続きが必要です。

6 減免制度

生活保護を利用している間は、届け出により、次のものについて、減額や免除を受けることができます。なお、所定の手続きが必要です。担当者に申し出てください。

➤NHK受信料

➤固定資産税

➤市県民税

➤国民年金保険料

➤下水道使用料

➤健診料（胃ガン、大腸ガン、子宮ガン、乳ガン、生活習慣病
検診）

7 生活保護利用中の支援

生活保護の利用中は、あなたやご家族の状況や希望に沿った支援の方針を立て、定期的な家庭訪問等により生活の様子や健康状態等についてお聞きし、支援していきます。

生活をするうえで困ったことやわからないことがあるときには、遠慮なく担当者へご相談ください。お仕事のことなど、今後のことを一緒に考えていく専門の職員もいます。

相談の内容を他の人に話すようなことはありませんので、安心してご相談ください。

8 その他

➤生活保護を利用する権利を他人に譲り渡すことはできません。

➤^{せいかつ ほ ご ほう}生活保護法は、^{に ほん こく じん}日本国民を^{たい しょう}対象としています。ただし、^{ざ い り ゆ う し か く など}在留資格等の^{よう けん}要件を^み満たす^{がい こく せき}外国籍の方^{かた}に対しては、^{せいかつ ほ ご}生活保護に^{じ ゅん}準^{とり あ つ か}ずる^{と り あ つ か}取扱いをします。

➤^{ぼ う り よ く だ ん}暴力団であったり、^{ぼ う り よ く だ ん か つ ど う}暴力団活動に関わっていたりする場合、^{ば あ い}保護の^{ほ ご}要件^{よう けん}を^み満たさないため、^{せいかつ ほ ご}生活保護の利用は認められません。^{しん こ く}申告せずに^{せいかつ ほ}生活保護^ごを利用した場合は、^{り よ う}不正受^{ば あ い}給^{ふ せ い じ ゅ き ゅ う}として^{ほ ご ひ}保護費^{へん かん}を返還してもらうことがあります。

9 ^{みんせい い い ん}民生委員^{やく わ り}の役割

^{か く ち い き}各地域には^{せいかつ}生活に^{こ ま}困っている方^{かた}の^{み ま も}見守りや^{そう だ ん}相談^のに乗っていただける^{みんせい}民生委員^{い い ん}がおられます。^{ふ く し じ む し ょ}福祉事務所と^{き ょ う り よ く かん け い}協力関係^{ち か}にありますので、^{みんせい}お近くの^{い い ん}民生委員^{そう だ ん}にもぜひご相談ください。

メモ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.